



福岡医発第1197号(地)

平成27年 7月24日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

( 公 印 省 略 )

「日本医師会 医療事故調査費用保険」の創設について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本年10月から施行される医療事故調査制度におきましては、医療事故が発生した医療機関において、医療事故調査等支援団体（福岡県医師会）の協力を得つつ、院内事故調査を確実に実施することが、極めて重要になりますが、一方で、確実な調査を実施するためには、各医療機関として院内事故調査のための費用（解剖費や外部委員への謝金等）を十分に調達できるしくみが必要であります。

今般、日本医師会では、医療機関が院内事故調査で支出した費用を担保するための保険を新たに創設することといたしました。去る6月28日の第135回日本医師会定例代議員会、7月1日の日医定例会見でも発表がありましてとおり、この保険は、医療事故調査制度の下で院内事故調査の費用を補填することを趣旨としており、日本医師会が契約者となり、対象に該当する「A1会員」を被保険者とする保険契約を、保険会社と締結するしくみとしており、**対象となる会員の先生には、保険料の支払いや保険加入手続きなどのご負担は発生いたしません。**具体的内容につきましては、下記に内容にもとづき、金融庁の認可を取得しておりますので、ご報告申し上げます。

なお、下記の保険対象とならない100床以上の病床を有する病院に関わる保険については、現在、低廉な保険料で、希望する医療機関が加入できる商品を保険会社に開発していただいておりますので、改めてご連絡させていただきます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 時 期：平成27年10月1日（保険契約始期日）

2. 内 容：

(1) 商品名：「日本医師会医療事故調査費用保険」

(2) 被保険者：日本医師会 A1 会員のうち個人・法人の設置主体を問わず全ての診療所及び病院（99床以下）の開設者及び管理者

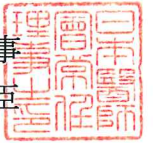
- (3) 保険金を支払う場合：被保険者が、医療法に規定される医療事故調査を行うために必要な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う。
- (4) 対象となる調査費用は次の費用のうち、医療事故調査に必要かつ不可欠なものとする。
  - ①死体の解剖、死亡時画像診断等の医療事故調査を被保険者以外の者に委託したことにより被保険者が負担した費用。
  - ②被保険者が設置する院内事故調査委員会に参加する外部委員に対して、被保険者が負担した謝金等の費用。
  - ③その他①または②に準ずる費用（但し、支援団体への委託費用については 20 万円を限度とする）。
- (5) 支払限度額：1 事故/保険期間中 500 万円

(法安 47)

平成 27 年 7 月 10 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事  
今村 定臣



「日本医師会 医療事故調査費用保険」の創設について

本年 10 月から施行される医療事故調査制度におきましては、医療事故が発生した医療機関において、地域の医療事故調査等支援団体の協力を得つつ、院内事故調査を確実に実施することが、極めて重要になりますが、一方で、確実な調査を実施するためには、各医療機関として院内事故調査のための費用を十分に調達できるしくみが必要であります。

今般、日本医師会では、医療機関が院内事故調査で支出した費用を担保するための保険を新たに創設することといたしました。去る 6 月 28 日の第 135 回日本医師会定例代議員会、7 月 1 日の本会定例会見でもご案内のとおり、この保険は、医療事故調査制度の下で院内事故調査の費用を補填することを趣旨としており、日本医師会が契約者となり、対象に該当する「A1 会員」を被保険者とする保険契約を、保険会社と締結するしくみとしており、対象となる会員の先生には、保険料の支払いや保険加入手続きなどのご負担は発生いたしません。具体的にはすでに幹事保険会社において、下記内容にもとづき、金融庁の認可を取得しておりますので、ここにご報告申し上げます。

なお、下記の保険対象とはならない 100 床以上の病床を有する病院に関わる保険につきましても、同様に低廉な保険料で、希望する医療機関が加入できる商品を開発するよう、本会から各保険会社に依頼していることを付け加えさせていただきます。

貴会におかれましても本保険の趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記



各医師会通知

1. 時 期 : 平成 27 年 10 月 1 日(保険契約始期日)

2. 内 容:

- (1) 商品名:「日本医師会医療事故調査費用保険」
- (2) 被保険者:日本医師会 A1 会員のうち個人・法人の設置主体を問わず全ての診療所及び病院(99 床以下)の開設者及び管理者
- (3) 保険金を支払う場合:被保険者が、医療法に規定される医療事故調査を行うために必要な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う。
- (4) 対象となる調査費用:対象とする調査費用は次の費用のうち、医療事故調査に必要なかつ不可欠なものとする。
  - ① 死体の解剖、死亡時画像診断等の医療事故調査を被保険者以外の者に委託したことにより被保険者が負担した費用。
  - ② 被保険者が設置する院内事故調査委員会に参加する外部委員に対して、被保険者が負担した謝金等の費用。
  - ③ その他①または②に準ずる費用(但し、支援団体への委託費用については 20 万円を限度とする)。
- (5) 支払限度額:1 事故/保険期間中 500 万円

以上